

横須賀市報

第1880号

発行日 発行所 横須賀市小川町11番地
毎月 横須賀市役所
編集兼 横須賀市長
10日 発行人 上地克明
25日 印刷所 (有)宮村印刷所

目次

規 則	
◇都市公園条例施行規則中一部改正	15267
告 示	
◇指定障害児通所支援事業者の指定について	〃
◇指定居宅サービス事業者の指定について	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について	15268
◇指定介護予防サービス事業者の指定について	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について	15269
◇地縁による団体の告示事項の変更について	〃
◇除却広告物等の保管について	〃
◇放置自転車等の移動について	〃
◇道路区域変更及び供用開始について	15270
◇指定納付受託者の指定について	15271
公 告	
◇介護保険料納入通知書の公示送達	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達	〃
◇住民票の職権消除について	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達	〃
◇国民健康保険料の決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達	15272
◇債権差押調書の公示送達	〃
◇配当計算書の公示送達	〃
◇住民票の職権消除について	〃
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について	〃
◇建築基準法の規定による公告対象区域内における建築物	

の認定取消しについて	〃
◇農用地利用集積計画について	〃
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について	15273
◇教育委員会定例会の招集について	〃
正 誤	

規 則

横須賀市規則第1号
都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和6年1月25日
横須賀市長 上地克明
都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
都市公園条例施行規則(昭和34年横須賀市規則第13号)の一部を次のように改正する。
第4条の2第1項第1号中「不入斗公園第1駐車場」の次に「、はまゆう公園駐車場」を加える。
附 則
1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の日前にされたはまゆう公園駐車場の使用許可に係る手続は、改正後の第4条の2第1項の規定によりされた手続とみなす。

告 示

横須賀市告示第4号
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。
令和6年1月25日
横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和6年1月1日	くるみキッズ	横須賀市追浜町3丁目1番地勝野ビル2階	児童発達支援	三浦郡葉山町堀内934番地の3 合同会社空・流・海 代表社員 飯山直樹
同	くるみキッズ	横須賀市追浜町3丁目1番地勝野ビル2階	放課後等デイサービス	三浦郡葉山町堀内934番地の3 合同会社空・流・海 代表社員 飯山直樹

横須賀市告示第5号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しま

した。
令和6年1月25日
横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和6年1月1日	ダスキンヘルスレント横須賀ステーション	横須賀市根岸町4丁目2番1号	福祉用具貸与	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 株式会社ナック 代表取締役 吉村寛
同	ダスキンヘルスレント横須賀ステーション	横須賀市根岸町4丁目2番1号	特定福祉用具販売	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 株式会社ナック 代表取締役 吉村寛

<p>横須賀市告示第6号 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし</p>			<p>て指定しました。 令和6年1月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和6年1月1日	通所介護事業所ありがとう	横須賀市武3丁目2番12号	地域密着型通所介護	横浜市中区不老町一丁目6番地10苗場ビル3F-A アールウィズ株式会社 代表取締役 有 光 龍 也
<p>横須賀市告示第7号 介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定</p>			<p>しました。 令和6年1月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和6年1月1日	ダスキンヘルスレント横須賀ステーション	横須賀市根岸町4丁目2番1号	介護予防福祉用具貸与	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 株式会社ナック 代表取締役 吉 村 寛
同	ダスキンヘルスレント横須賀ステーション	横須賀市根岸町4丁目2番1号	特定介護予防福祉用具販売	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 株式会社ナック 代表取締役 吉 村 寛
<p>横須賀市告示第8号 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を</p>			<p>廃止する旨の届出がありました。 令和6年1月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年12月30日	デイサービス リビングルーム	横須賀市浜見台1丁目5番6号	認知症対応型通所介護	横須賀市浜見台一丁目5番6号 株式会社リビングルーム 代表取締役 佐久間 由侑子
<p>横須賀市告示第9号 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サービ</p>			<p>スの事業を廃止する旨の届出がありました。 令和6年1月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年12月30日	デイサービス リビングルーム	横須賀市浜見台1丁目5番6号	介護予防認知症対応型通所介護	横須賀市浜見台一丁目5番6号 株式会社リビングルーム 代表取締役 佐久間 由侑子
<p>横須賀市告示第10号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に</p>			<p>掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。 令和6年1月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和6年1月1日	通所介護事業所ありがとう	横須賀市武3丁目2番12号	生活介護	横浜市中区不老町一丁目6番地10苗場ビル3F-A アールウィズ株式会社 代表取締役 有 光 龍 也
同	LAKI	横須賀市東浦賀1丁目2番2号2階	就労継続支援B型	厚木市戸田1466番地7 合同会社Chhath parva 代表社員 井 上 聖 子

同	三春町グループホーム ピアチェーレ	横須賀市三春町4丁目17番地10	共同生活援助	横浜市南区井土ヶ谷上町7番15-2号 合同会社ピアチェーレ 代表社員 金子 由 依
---	-------------------	------------------	--------	---

横須賀市告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次に掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和6年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年12月31日	LAKI	横須賀市東浦賀1丁目2番2号ベルエキップ2F	就労継続支援B型	厚木市旭町一丁目15番8号県央ビル2F 株式会社AWANA 代表取締役 堂 野 晶 敬

横須賀市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和6年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	主 たる 事 務 所	
	変 更 前	変 更 後
矢之津町内会	横須賀市馬堀町2丁目3番8号	横須賀市馬堀町2丁目14番1号

横須賀市告示第13号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和6年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除 却 年 月 日	保 管 期 間
-------------	---------	----------------	-----------	---------

はり札等	5	坂本町5丁目及び小原台地内	令和5年12月1日から同月28日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	7	長浦町1丁目、若松町3丁目、日の出町1丁目及び富士見町2丁目地内		

- 保管場所
横須賀市武3丁目22番1号
- 返還を受ける方法
(1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
(2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第14号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和6年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和5年12月1日から同月27日まで	47台	0台	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町3丁目48番地
同	2	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	逸見駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	5	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	26	1	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同

同	4	0	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	4	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	京急大津駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	2	3	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	9	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	26	1	追浜東町2丁目、追浜町2丁目、坂本町1丁目、汐入町5丁目、小川町、若松町3丁目、公郷町3丁目、平作6丁目、森崎2丁目、根岸町3丁目、大津町1丁目、浦上台2丁目、西浦賀4丁目・5丁目、久里浜8丁目、長坂1丁目及び秋谷1丁目地内の道路	同
同	3	0	堀ノ内駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	衣笠駅第2自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	北久里浜駅第1自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

とを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

~~~~~

**横須賀市告示第15号**  
道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和6年1月25日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和6年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 旧新別 | 区                                    | 間 | 敷地の幅員       | 延 長          |
|-------|-----|--------------------------------------|---|-------------|--------------|
| 2,032 | 旧   | 長沢6丁目4315番の3地先から<br>長沢6丁目4315番の3地先まで |   | メートル<br>3.0 | メートル<br>10.1 |
|       | 新   | 長沢6丁目4320番の1地先から<br>長沢6丁目4315番の3地先まで |   | 2.7~ 3.0    | 64.0         |
| 2,704 | 旧   | 久里浜8丁目2328番地先から<br>久里浜8丁目2325番の1地先まで |   | 2.4         | 11.1         |
|       | 新   | 久里浜8丁目2328番地先から<br>久里浜8丁目2322番の1地先まで |   | 2.4         | 7.7          |
| 3,040 | 旧   | 長沢6丁目5015番地先から<br>長沢6丁目4255番の1地先まで   |   | 1.8~ 2.0    | 12.8         |
|       | 新   | 長沢6丁目5015番地先から<br>長沢6丁目5012番地先まで     |   | 1.8~ 6.7    | 47.5         |
| 3042  | 旧   | 長沢6丁目4509番の2地先から<br>長沢6丁目4309番地先まで   |   | 1.8~ 2.0    | 200.4        |
|       | 新   | 長沢6丁目4509番の2地先から<br>長沢6丁目4309番地先まで   |   | 1.8~16.5    | 124.9        |

|       |   |                                      |          |       |
|-------|---|--------------------------------------|----------|-------|
| 3,045 | 旧 | 長沢6丁目5014番地先から<br>長沢6丁目4255番の1地先まで   | 1.8~ 2.1 | 137.3 |
|       | 新 | 長沢6丁目5013番地先から<br>長沢6丁目4255番の1地先まで   | 1.9~ 5.2 | 9.8   |
| 3,047 | 旧 | 長沢6丁目4733番の1地先から<br>長沢6丁目4315番の1地先まで | 2.7~ 3.2 | 68.6  |
|       | 新 | 長沢6丁目4733番の1地先から<br>長沢6丁目5029番地先まで   | 2.8~ 6.0 | 270.9 |

横須賀市告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。  
令和6年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
ソニーペイメントサービス株式会社  
東京都港区高輪1丁目3番13号
- 指定納付受託者の指定をした日  
令和6年1月24日
- 指定納付受託者に納付させる歳入等  
横須賀市立総合高等学校の入学検定料及び入学金
- 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間  
令和6年1月24日から同年3月31日まで

公 告

横須賀市公告第4号 (令和6年1月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和6年1月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目        | 備 考                       |
|-------|------------|---------------------------|
| 令和5年度 | 介護保険料納入通知書 | 12月分の納期限は、令和6年1月31日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第5号 (令和6年1月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和6年1月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別       | 月 別    | 発付年月日      |
|-------|-----------|--------|------------|
| 令和5年度 | 介 護 保 険 料 | 8 月 分  | 令和5年11月30日 |
|       |           | 9 月 分  | 令和5年11月30日 |
|       |           | 10 月 分 | 令和5年11月30日 |

(別紙略)

横須賀市公告第6号 (令和6年1月12日) 掲 示 済

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項後段の規定により公告します。

令和6年1月12日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第7号 (令和6年1月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和6年1月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別     | 月 別    | 発付年月日      |
|-------|---------|--------|------------|
| 令和5年度 | 国民健康保険料 | 6 月 分  | 令和5年7月28日  |
|       |         | 7 月 分  | 令和5年7月28日  |
|       |         | 8 月 分  | 令和5年9月29日  |
|       |         | 9 月 分  | 令和5年10月31日 |
|       |         | 10 月 分 | 令和5年11月30日 |

(別紙略)

横須賀市公告第8号 (令和6年1月12日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和6年1月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別        | 月 別    | 発付年月日      |
|-------|------------|--------|------------|
| 令和5年度 | 後期高齢者医療保険料 | 7 月 分  | 令和5年7月28日  |
|       |            | 8 月 分  | 令和5年9月29日  |
|       |            | 9 月 分  | 令和5年10月31日 |
|       |            | 10 月 分 | 令和5年11月30日 |

(別紙略)

横須賀市公告第9号 (令和6年1月16日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和6年1月16日

横須賀市長 上 地 克 明



| 年 度   | 科 目                        | 発付年月日    |
|-------|----------------------------|----------|
| 令和5年度 | 国民健康保険料決定通知書<br>兼特別徴収開始通知書 | 令和5年6月1日 |

(別紙略)

横須賀市公告第10号 (令和6年1月16日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年1月16日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目     | 備 考 |
|-------|---------|-----|
| 令和4年度 | 国民健康保険料 | 減額分 |
| 令和5年度 | 変更通知書   | 減額分 |

(別紙略)

横須賀市公告第11号 (令和6年1月19日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年1月19日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第12号 (令和6年1月19日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年1月19日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第13号 (令和6年1月19日 掲 示 済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項後段の規定により公告します。

令和6年1月19日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第15号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和6年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号  
横浜 横須賀 43-49

横須賀市公告第16号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消したので、同条第4項の規定により公告します。

令和6年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 取消番号  | 取 消 年 月 日 | 対 象 区 域                     | 申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名              |
|-------|-----------|-----------------------------|----------------------------------|
| 令5第1号 | 令和6年1月25日 | 横須賀市追浜本町1丁目116番4及び116番5の各一部 | 横浜市中区日本大通1番地<br>神奈川県知事<br>黒岩 祐 治 |
| 令5第2号 | 同         | 横須賀市追浜本町1丁目116番5の一部         | 横浜市中区日本大通1番地<br>神奈川県知事<br>黒岩 祐 治 |

横須賀市公告第17号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和6年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目1832番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目34番17号  
秋 本 敏 美
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目20番7号  
秋 本 美 津 江

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目386番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目6番19号3  
長 瀬 崇 也

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井1丁目4番23号  
原 田 敏 宏

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井4丁目1388番3
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井5丁目9番33号  
西 脇 博 樹
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井1丁目22番1号  
杉 山 誠

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井3丁目1676番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井5丁目6番13号  
西 脇 孝 州
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井3丁目25番21号  
原 益 男

記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市津久井5丁目3140番4、3140番5、3140番6及び3140番7

- 2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名  
横須賀市津久井5丁目17番28号  
農事組合法人みかん共同園場組合  
代表理事 森 久 満
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井5丁目14番1号  
山 田 智

記の6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林5丁目285番1、287番及び535番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目1番2号  
長 瀬 光 章
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目5番12号  
井 上 一 弘

記の7

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林5丁目1686番2
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林2丁目15番3号  
鈴 木 秀 幸
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目1番2号  
永 野 きよみ

記の8

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林3丁目39番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目6番19号3  
長 瀬 崇 也
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市西逸見町2丁目4番地  
安 田 さゆり

記の9

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市須軽谷字下耕地603番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市太田和2丁目11番29号  
小 泉 寿 子
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷1209番地  
角 井 和 雄

## 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第18号 (令和5年12月18日) 掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和5年12月18日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和5年12月21日午後2時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所301会議室

横須賀市教育委員会告示第1号 (令和6年1月5日) 掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和6年1月5日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和6年1月11日午前11時

- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項

- (1) 市立田浦小学校と市立長浦小学校を統合することについて
- (2) 市立走水小学校と市立馬堀小学校を統合することについて

## 正 誤

令和5年12月19日付け横須賀市報号外第25号2ページ上から17行目中「液体燃料」は「固体燃料」の誤り